

# 福井県明るい選挙推進協議会規約

## (目的)

第1条 この協議会は、県・市町を通じ選挙に関する啓発の総合的企画およびその推進を図り、もって明るい選挙が行われることを目的とする。

## (名称)

第2条 この協議会は、福井県明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (組織)

第3条 協議会は、第1条に掲げる趣旨に賛同する次の団体をもって組織する。

- (1) 福井県連合青年団
- (2) ふくい女性財団
- (3) 福井県公民館連合会
- (4) 福井県PTA連合会
- (5) あすの福井県を創る協会
- (6) 福井県市町教育委員会連合会
- (7) 福井県老人クラブ連合会
- (8) 福井県壮年団連絡協議会
- (9) 福井県身体障害者福祉連合会
- (10) 福井県選挙管理委員会
- (11) 福井県市町選挙団体連合会
- (12) 報道機関
- (13) 福井県教育委員会
- (14) 福井県警察本部
- (15) 前各号に掲げるもののほか第1条の目的に賛同する団体

## (事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 目的達成に必要な次の事業の企画および推進に関すること
  - イ 政治意識の向上を図ること
  - ロ 選挙に関し、必要な知識の周知
  - ハ 明るい選挙推進に関する指導者の養成
  - ニ 各種資料の配布
  - ホ その他目的達成に必要な事業
- (2) 協議会を組織する団体の行う推進運動の連絡調整に関すること

## (委員会)

第5条 協議会に委員会を置く。

- 2 委員会は、第4条に掲げる事業の企画および推進に関する事項を決定する。
- 3 委員会は、40名程度の委員をもって構成する。

## (小委員会)

第5条の2 協議会に小委員会を置く。

- 2 小委員会は、第8条第1号から第3号までに掲げるものをもって構成する。
- 3 小委員会は、委員会に付議する事項その他協議会の運営に関する重要事項を協議するものとする。

(委員)

第6条 委員会は、第3条各号に掲げる団体の推薦する代表者および学識経験者の中から会長が委嘱するものをもってこれに充てる。

2 委員の任期は、2年とする。但し、任期満了の場合は後任者が就任するまで在任する。

3 第3条各号に掲げる団体の代表者である委員が当該団体に所属しなくなったときは、その職を失う。

4 委員は、第1条の目的を達成するため、政治的中立を保つものとする。

(会議)

第7条 委員会および小委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

3 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 小委員 10名以内
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 2名

2 会長および副会長は、委員の互選による。

3 小委員、幹事および監事は、会長が委嘱する。

4 役員任期は、委員任期による。

(役員職務権限)

第9条 会長は、協議会を代表し、委員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を掌理する。

4 監事は、会計を監査する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、県選挙管理委員会事務局をもって充てる。

2 事務局職員は、局長の命を受けて庶務に従事する。

(経費)

第11条 協議会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和42年10月9日から施行する。

(注 第3条第10号追加についてのみ)

附 則

この規約は、昭和48年3月15日から施行する。

(注 委員の定数を40名とする。)

附 則

この規約は、昭和49年4月24日から施行する。

(注 協議会の名称変更)

附 則

この規約は、平成元年4月12日から施行する。

(注 副会長を2名とする。)

附 則

この規約は、平成3年5月14日から施行する。

(注 第3条第3号および第5号の団体の名称変更ならびに同条第6号および第14号の追加)

附 則

この規約は、平成4年4月14日から施行する。

(注 第3条第5号および第6号の団体の統合に伴う名称の変更)

附 則

この規約は、平成5年5月11日から施行する。

(注 監事設置に伴う所要の改正)

附 則

この規約は、平成9年10月28日から施行する。

(注 第3条第7号の変更および同条第8号の追加)

附 則

この規約は、平成11年5月11日から施行する。

(注 第3条第9号の追加)

附 則

この規約は、平成15年2月6日から施行する。

(注 第6条第4項の追加)

附 則

この規約は、平成15年5月29日から施行する。

(注 第3条第2号の変更)

附 則

この規約は、平成17年5月23日から施行する。

(注 小委員会設置に伴う所要の改正)

附 則

この規約は、平成18年5月15日から施行する。

(注 市町村合併により県内から村が消滅したことに伴う第1条の改正および構成団体の名称変更に伴う第3条第6号、第11号、第12号の改正)

附 則

この規約は、平成19年11月15日から施行する。

(注 第3条第11号の変更および同条第12号の削除)

附 則

この規約は、平成27年10月23日から施行する。

(注 第8条第1項第2号の変更)